

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）の「開示請求者の医療保護入院に係る公文書に関する文書受付簿、文書発送簿及び公印使用簿」について、公文書の不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

- 1 開示請求のあった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容
開示請求者の医療保護入院に係る公文書に関する文書受付簿、文書発送簿及び公印使用簿
- 2 決定の内容
本件対象文書を作成していないことによる公文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 異議申立ての内容

- 1 異議申立ての趣旨
不開示決定の処分を取り消すとの決定を求める。
- 2 異議申立ての理由
県警で公文書受発簿及び公印使用簿と称するものに該当するもので、「医療保護入院の入退院届等」に関する決裁等の起案文書のことを指しており、当初の対応で資料名を教示すべきであり、該当する起案文書等を選定して開示に応じるべきである。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

開示請求者の医療保護入院に係る文書の受付については、鹿児島市文書取扱規程第7条第2項の規定により、「国、県等から到達した文書で特に収受の記載が必要であると認められる文書」については文書受付簿を作成するとされているが、中核市である鹿児島市においては、精神保健福祉法に基づく届出書等の事務処理手続に関しては、受理業務を市長に代わって保健所長ができることになっており、保健所長は、県の定める精神保健福祉関係事務処理要領に基づき、医療保護入院に係る文書は、鹿児島市保健所提出用と鹿児島県知事提出用の2通が各指定医療機関から鹿児島市保健所に直接届けられ、保健所ではその2通に受付印を押し、鹿児島市保健所提出用の1通を保管し、鹿児島県知事提出用の1通を県に進達する仕組みとなっている。

その際、指定医療機関からは医療保護入院届の一覧表が添付されてくるが、当該一覧表が添付されていない場合は保健所で作成している。受付簿等は作成していない。

したがって、受付簿等は公文書として保有していない。

また、医療保護入院に係る文書の県への進達については、受理と同様、県の定める精神保健福祉関係事務処理要領に基づき進達しており、実施機関においては、実務上作成していないため、公文書として保有していない、

以上のことから、保有個人情報の開示に対する文書不存在を理由とする当該不開示決定は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本市個人情報保護条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。

開示請求のあった本件保有個人情報が記録された公文書は、平成26年改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第33条第7項、第33条の2及び第38条の2第1項の規定に基づき、開示請求者が医療保護入院した際の入院届、退院した際の退院届等について、実施機関が受け付けた際の受付簿並びに鹿児島県に発送した際の発送簿及び公印使用簿を指すものである。

(2) 本件保有個人情報の不存在について

実施機関の主張は、上記第4のとおりであるが、審査会が実施機関から聴取したところによると、精神保健福祉法に基づく届出書等の事務処理手続に関しては、県の定める精神保健福祉関係事務処理要領に基づき行っており、これによれば、医療保護入院に関する文書の県への進達に当たっては、各指定医療機関が作成する「医療保護入院者の入院届一覧表」を添付して県に進達することとなっている。「医療保護入院者の入院届一覧表」には、医療保護入院者の住所・氏名、性別、生年月日、医療保護入院年月日等が記載されているが、一覧表には届出等の受付日及び県への進達日の記載欄は見受けられない。

したがって、当該受付日及び発送日の記載のない一覧表は、異議申立人が請求する受付簿及び発送簿に該当しないものと判断できる。

公印使用簿に関しても、作成されていない。

一方、異議申立人が主張する異議申立ての理由は第3の2のとおりであるが、このことをもって本件保有個人情報が実施機関において作成され、保有していると認めるに足る疎明を行っているとは言い難い。

以上のことから、審査会としては、実施機関においては、本件保有個人情報は作成されておらず、保有していないと認定せざるを得ない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成27年 5月27日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年 6月10日	実施機関から開示決定の理由説明書を受理した。
平成27年 7月 6日	異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書を受理した。
平成27年 8月17日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成27年10月 7日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。(実施機関から説明を聴取した。)
平成27年11月30日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取した。)
平成28年 1月12日 (第4回審査会)	答申案の審議を行った。